

意見案第1号

私立専修学校等における専門的職業人材の育成機能の強化等を求める意見書

私立専修学校各種学校（以下、「私立専修学校等」という。）は、時代に伴い変化する産業や地域社会の要請に応え、職業に必要な知識・技術・技能について実践的な教育を行い、即戦力となる専門的な職業人の育成に努め、地域の産業・経済の発展や文化の振興等に貢献している。

また、職業資格者を養成する地域の中核的な職業教育機関として、社会人のキャリアアップ等の学習機会の提供や国や本道が行うキャリア教育の補完等のもとより、厚生労働省の行う離職者対策事業や文部科学省の行う地域産業の発展を支える人材育成事業においても重要な役割を果たしている。

このような中、国は、企業等と密接に連携して実践的かつ専門的な職業教育に取り組む「職業実践専門課程」認定制度や産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育に重点を置く専門職大学及び専門職短期大学制度により、国際競争力の激化と産業構造の急速な転換に対応した職業教育を進めている。また、令和2年度から高等教育の修学支援制度を実現し、全ての子どもが希望する教育を受けられる環境を整備し、令和4年度から都道府県の職業実践専門課程に対する補助について特別交付税措置が図られたが、人口減少が進む本道においては地域産業の担い手となる専門職業人材の養成は喫緊の課題であり、関係府省が連携してさらに取り組む必要がある。

よって、国においては、地域産業を担う専門的な職業人材を育成するための教育がさらに重要性を増していることや、新型コロナウイルス感染症との共存という「学校の新しい生活様式」への対応、私立専修学校等が学校教育法第1条に規定されていないため、大学等と比較し、様々な格差が生じている現状等に鑑み、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 少子化・高齢化などの人口減少に伴い、私立専修学校等を取り巻く環境はますます厳しさを増していることから、教育条件の維持向上と経営基盤安定のため、既存の大学等に準じた新たな財政支援措置を講ずること。
 - 2 私立専修学校等における実践的な職業教育の質保証・向上を図り、多様な社会的要請に応えていくため、「職業実践専門課程」認定制度、専門職大学及び専門職短期大学制度を着実に推進するとともに、学びのセーフティネットの重要な役割を果たしている高等課程に対して職業実践専門課程と同様に財政支援措置を講ずること。
 - 3 私立専修学校等の施設に対する恒久的な災害復旧補助制度を創設すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 各通

北海道議会議長 小畑保則